

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間です

～知らせよう あなたがあの子の 声になる～

児童虐待を受けたこどもは、「自分を大切にしたい」という気持ちや「がんばろう」という意欲が低くなります。社会全体として、児童虐待防止に取り組みましょう。

問 子ども家庭支援課 ☎806



児童虐待とは

- **身体的虐待**
殴る・蹴るなどの暴力、戸外に閉め出すなど
- **心理的虐待**
こどもの前で暴力や言い争いをする、無視や拒否的な態度を示すなど
- **保護の怠慢・拒否(ネグレクト)**
病気でも病院に連れて行かない、適切な食事を与えないなど
- **性的虐待**
こどもへの性交・性的暴力をおこなう、ポルノビデオを見せるなど

周囲の方へ

周囲の方からの連絡・相談がこどもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための一歩となります。

- **こどものSOSサイン**
 - ・ 打撲によるあざ・やけどなどの不自然な傷がよく見られる
 - ・ 年齢不相応な性的な言動が見られる
 - ・ 顔や髪の毛・手足・口の中が不潔である
 - ・ こどもだけで長時間過ごしている
 - ・ 表情が乏しい、元気がないなど
 - **保護者のSOSサイン**
 - ・ こどもとの関わりが乏しい、冷たい態度をとる
 - ・ こどもへの叱り方が異常である
 - ・ こどもに心理的に密着しすぎるか、まったく放任であるなど極端である
 - ・ 家の中が乱雑で不衛生である
 - ・ 配偶者から暴力(DV)を受けた傷があるなど
- 虐待が疑われる場合は、子ども家庭支援課または草加児童相談所(☎920-4152)へご相談ください。

子育て中の方へ

こどもは、親の思いどおりにならないものです。また、子育てには不安がつきものです。一人で抱え込まず、ご相談ください。

■相談窓口(受付時間は、個別にお問い合わせください)

子育て全般、発達、こころの健康などについて	市家庭児童相談室	☎951-5457
	教育相談所(不登校・いじめについて)	☎995-0077
	草加保健所	☎925-1551
	子どもスマイルネット(県)	☎048-822-7007
乳幼児の子育ての悩みについて	やしお子育てほっとステーション	☎951-0229
	にじいろ子育て相談室	☎933-9707

ヤングケアラーの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者とされています。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

こどもの心身の健やかな成長のため、ヤングケアラーについても子ども家庭支援課へご相談ください。

虐待かも
と思ったら



いち はや く
1 8 9

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。 ※通話料がかかります。

あなたの声を
まちづくりに

市民の声ボックス

市民の皆さんからの市政についての提案をまちづくりに生かすため、市民の声ボックスを設置しています。

問 秘書広報課 ☎373

①投書箱への投函・郵送での提案

公共施設やコンビニエンスストアなどに設置している提案用紙に記入のうえ、公共施設に設置している投書箱に投函または郵送で秘書広報課へ

※設置場所は、市ホームページをご覧ください。

②インターネットでの提案

市ホームページへアクセスし、「市民の声ボックス送信フォーム」から送信

昨年度の主な提案内容や提案への対応など

令和6年度に市に寄せられた投書は333件(のべ356件)で、希望のあった211件の投書に回答しました。

提案内容

項 目	件数
事務処理、業務改善など	51
道水路・下水道の整備、維持管理など	48
保育所、学童保育所、幼稚園などの管理運営および子育て支援制度	42
公園の管理・整備など	37
その他	178
合 計	356

提案についての主な対応

提案があった内容	提案への対応
市役所本庁舎への公衆無線LAN導入について	令和6年8月1日に導入しました。
産後ケア事業の補助(宿泊利用)の金額の見直しについて	令和7年度から、最大5日まで1日2,500円で利用できるよう利用料の減免を開始しました。
道路照明灯不点灯の修繕要望について	道路照明灯の修繕を実施しました。
公園内の利用方法などについて	注意を促す看板を設置しました。

ー共通ー

回答を希望する場合は、必要事項(住所、氏名、回答方法(電子メールまたは郵送)、電子メールで回答を希望する場合はメールアドレス)を記載してください。

※必要事項に記載していない箇所がある場合は、回答できませんのでご了承ください。